

## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 白澤 勉

- 1 日時  
令和5年10月18日（水曜日）  
午前10時0分開会、午後1時55分散会  
（うち休憩 午前11時55分～午後1時1分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
白澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、  
神崎浩之委員、高橋穩至委員、中平均委員、田中辰也委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
堀合担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、田家併任書記、  
千葉併任書記
- 6 説明のため出席した者
  - (1) 商工労働観光部  
岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、  
三河定住推進・雇用労働室長、十良澤ものづくり自動車産業振興室長、  
高橋観光・プロモーション室長、齋藤商工企画室企画課長、  
小野寺経営支援課総括課長、畠山産業経済交流課総括課長、  
金野産業経済交流課特命参事兼地域産業課長、  
駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、  
大越観光・プロモーション室特命参事兼プロモーション課長、  
菅原定住推進・雇用労働室労働課長、北栃主幹兼国際観光担当課長、  
木登国内観光担当課長、鈴木金融・商業振興担当課長
  - (2) 県土整備部  
加藤県土整備部長、小原副部長兼県土整備企画室長、上澤道路担当技監、  
大久保河川港湾担当技監、菅原まちづくり担当技監、  
高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、  
岩渕県土整備企画室用地課長、沖野建設技術振興課総括課長、  
小野寺道路建設課総括課長、高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、  
戸来砂防災課総括課長、小野寺都市計画課総括課長、乙部下水環境課総括課長、

君成田港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更について

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第7款 商工費

イ 議案第6号 令和5年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 3~12

2 変更

イ 議案第10号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ウ 議案第15号 本銅口の沢筋田畑地区砂防堰堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第16号 訴えの提起に関し議決を求めることについて

オ 議案第17号 和解の申立てに関し議決を求めることについて

カ 議案第18号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会

議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち商工労働観光部関係、第7款商工費及び議案第6号令和5年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページをごらん願います。当部関係の歳出予算補正は、2款総務費、4項地域振興費の補正予算額のうち4,500万円の増額と、9ページに参りまして7款商工費の1億8,422万5,000円の減額の合わせまして1億3,922万5,000円の減額であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の32ページをごらん願います。2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費の説明欄であります。一番下のいわて暮らし応援事業費補助は、東京圏からの移住者に対する支援金の追加交付に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、51ページに参りまして、7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の管理運営費は、過年度における地域企業再建支援事業費補助金を活用し、復旧した財産の処分により生じる国庫返還金等について所要額を補正しようとするものであります。

次の海外輸出強化事業費は、水産加工品の輸出再開等を見据えた県産品の販路開拓の実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次の岩手産業文化センター管理運営費は、原油価格、物価高騰により影響が見込まれる施設の光熱費を増額しようとするものであります。

2目中小企業振興費の特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金は、特別高圧電力を使用している中小企業者等に対する電気料金高騰による負担を軽減するための支援金について、執行見込みを踏まえ補正しようとするものであります。

次の中小企業振興資金特別会計繰出金は、前年度からの繰越額の確定による特別会計の財源調整に伴いまして増額しようとするものであります。

6目工業技術センター費の地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助は、工業技術センターにおける障がい者用駐車場の整備及び正面玄関のスロープ設置に

要する経費について補正しようとするものであります。

52 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の岩手県空港利用促進協議会負担金は、いわて花巻空港の台北線の下期以降の運航に係る宿泊助成の実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次のいわてインバウンド推進強化事業費は、県産品トップセールスに合わせたマレーシア、シンガポールからの観光誘客拡大に向けた現地調査や、現地エージェントへのセールスの実施に要する経費について補正しようとするものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。議案（その1）に戻りまして、28 ページであります。議案第6号令和5年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,865万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億209万3,000円としようとするものであります。

29 ページに参りまして、歳入であります。1 款繰入金と2 款繰越金は、前年度からの繰越額の確定に伴い、それぞれ増額、減額しようとするものであります。

3 款諸収入は、中小企業高度化資金の前年度からの繰越額の確定に伴い、償還元金を減額しようとするものであります。

30 ページに参りまして、歳出であります。1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費は、前年度からの繰越額の確定に伴い、償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 一つ目は海外輸出力強化事業費の目的について、中国もロシアも今あのような対応になっておりますのでどんどん攻めていいのですが、大体いつごろから考えて、どういう見通しで組まれたのか。

それから、二つ目の特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金について、この事業をやるのは私はいいいことだと思っているのですが、今回減額補正がありますが、どのぐらいの金額を想定されて、実際どのぐらい使われたのか。

それから、三つ目は、いわてインバウンド推進強化事業費について、今の説明だとマレーシア、シンガポールということで、中国以外でこれはまたいいと思っているのですけれども、この当初の考え、組み立てについてお伺いしたいと思います。

○畠山産業経済交流課総括課長 1 点目のお尋ねであります。今般の対中国に向けての輸出に係る取り組みについて、いつごろの動き出しかということでありましたが、本年8月24日に中国側が日本産の水産物の全面輸入規制措置を発表して以降、徐々に県内水産加工業者でも今回の措置に対する影響を懸念する声は上がっております。したがいまし

て、この発表を受けて以降の9月中にという動き出しでありました。

それから、2点目のお尋ねでありました取り組みの見通しについてであります。私も平成17年に大連経済事務所を設立して以来、一貫して、現地の地方政府あるいは経済界などとの人的なつながりも含めネットワークを形成してまいりました。その中で、現地の有力な、例えば商社あるいはバイヤーなどのリアルな声も届いております。実際彼らは日本にも来て、早く県産品の取り扱いをしたいという声も届いておりましたので、コロナ禍で3年ほど空きましたけれども、今渡航できるようになりましたので、まずはしかるべきタイミングで大連の現地に入りまして、これまで築いてきた現地の地方政府とのネットワークの改めての構築や現地の経済界とのつながりの再構築という活動を行おうと思っております。

○小野寺経営支援課総括課長 特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金の利用が見込まれる事業者の数でありますけれども、予算化後にこの制度の周知を図りまして、直接特別高圧を利用される事業者ともやりとりさせていただきました。現在は、200社程度が対象となる見込みとなっております。その事業者がこの対象期間で恐らく支援に必要となるであろう金額が、今回の補正後の1億100万円余となっております。

現在どの程度申請等されているかについては、10月16日現在で、5件、729万円の交付です。対象と予算規模から見ますとまだ少ないのですけれども、これは1事業者当たりの1カ月の支援額がかなり少ないのですから、1カ月ごとに申請していただくと事業者の負担も大きいだろうということで、6カ月の対象期間のうち3カ月ずつもしくは6カ月まとめた申請のいずれかで県に申請いただくことにしておりますので、今時点ではまだ少ない状況です。期間が終了後、順次申請等いただくことになるかと思っておりますので、事業者への支援金の支給事務を適切に行っていくということになります。

○高橋観光・プロモーション室長 いわてインバウンド推進強化事業費につきましては、海外展開している大手百貨店や量販店の店舗等を活用しまして、県産品の海外市場への販売戦略と連動して観光プロモーションを展開していく手法が有効であると考えられることから、マレーシア、シンガポールにおいて県産品のトップセールスが実施される好機を生かして、コロナ禍以降、宿泊者数が増加傾向にあります両国に対して本県の観光の魅力についてPRをしていこうというものであります。

○神崎浩之委員 海外輸出力強化事業費について、大連で再構築ということだけでも、水産関係は今輸出がとまっていますが、農産物や南部鉄器など水産以外の商品は通常流通しているのか。そして、そういうものをふやしていくのか。

以前、岩手県の農産物は香港経由で出していくというのもあったのだけれども、今回は大連経済事務所経由というのを再構築していくのか、もう一回お願いしたいと思います。

それから、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金は200社程度が対象見込みということだけれども、大体どういう業態、規模なのか。電気代が高くて困るとみんな言っているのだけれども、それで事業が悪化していくことは、ほとんどどの分野、企業もあると

思うのですが、業種も含めてどういうクラスが対象なのか。せっかく組み立てて予算化してもらって、最後悲しい結果になったらお互いに申しわけないので、我々もこのようにやっているということをお知らせする意味も含めてお聞きしたいと思います。

それから、マレーシア、シンガポールは、展示会や商社などどういうチャンネルで行くのか。また雲南事務所も行くのか。

**○畠山産業経済交流課総括課長** 現在水産品以外のものは動いているのかというお尋ねでありましたけれども、大連経済事務所を通じての情報としまして、例えば調味料など加工品も入るものの、報道等もありますけれども水産品に限らず日本のものについて中国側の通関の検査が以前にも増して非常に時間がかかっているという状況は聞いております。

それから、例えば牛肉などは香港経由で入っているものが多いのではないかということですが、今回に関しましては、まず私どもが最もつながりがあります現地の大連経済事務所を介して、例えば農林水産物については香港から入るケースもあるかもしれませんが、大連に関しては、例えば一般の加工食品や南部鉄器など中国から入るものも当然ありますので、まずは私どもが最も強いパイプがある大連からの再構築を手がけようという趣旨であります。

**○小野寺経営支援課総括課長** 特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金の関係であります。基本的に電力の利用形態は低圧、高圧、特別高圧の三つがありまして、特別高圧が一番使用する電力が大きい状況であります。低圧と高圧に関しては国が電力会社に支援を直接行っておりますので、利用者は国の支援を受けて料金が軽減されています。県で行っているのは、特別高圧の利用者の、なおかつ中小企業者となっております。そうなりますと、利用される事業者もかなり限られますので、利用しているであろう事業者に対して我々から連絡等も直接行って、ある程度捕捉はできているかと思います。

利用している事業者は200社ですが、中小企業を対象としていることもありごく僅かです。では、どういった事業者が多いかというと、ショッピングセンターが特別高圧で受電していると入居しているテナントも特別高圧料金で支払っていることになるので、そのテナントの中小企業者などが対象者としては非常に多い状況になっていて、我々としてもショッピングセンターに直接連絡して、そのテナントの事業者への周知ややり取り、仲介をお願いしたいということで、できるだけ漏れのない形で作業は進めております。

**○畠山産業経済交流課総括課長** マレーシア、シンガポールのトップセールスの現地の相手方についてのお尋ねですけれども、過去にもつながりのあった流通大手と組んでの岩手県フェアを一つのフックにしまして、それに合わせて観光のプロモーションも連動して行っていこうという取り組みであります。

**○神崎浩之委員** 最後に岩渕商工労働観光部長にお伺いするのですが、知事が輸出を頑張ると言っておりましたが、そういう背景もあるのかどうか、知事はどのように関与しているのか。

それから、物価高騰や円安でばんばん攻められるのですけれども、ピンチをチャンスに

というのは輸出であり絶好のチャンスです。そういうこともあって、くじけずに頑張ってやってほしいのですけれども、その辺のことを聞いて終わりたいと思います。

**○岩渕商工労働観光部長** まず中国について少し補足させていただきたいのですが、先ほど調味料の話も出ましたけれども、大連経済事務所を通じまして、水産物に限らず塩を使っているだけで売れなくなるなど風評被害的なものがすごく広まっているという情報が入っております、やはり岩手県のもの、日本のものの安全性をきちんと伝えることが大事だろうということで、地方政府にも直接出向いて説明していかなければいけないと考えております。

シンガポール、マレーシアについても、シンガポールは今回農林水産部と一緒に行動しますけれども、シンガポールは農林水産部で重点地域に位置づけて、リンゴなどを初めとした農産物がかなり出ておりますので、そこでフェアをやるということです。

マレーシアにつきましては、マレーシア大使が盛岡市出身で、大手商業施設からもぜひマレーシアで岩手県フェアをやりたいという話をしばらく前からいただいております、そういう中でシンガポール、マレーシアを組んで今回やるということで、雲南事務所は南アジアのゲートウエイと位置づけていますので、観光もあわせて一緒に活動するという枠組みであります。

今回ニューヨークタイムズの効果もあった中で海外に打って出る話でありまして、知事は昨年来カナダに行くなどトップセールスをしています。シンガポールもマレーシアもそういう関係ですので、知事は当然行ってPRしてくるのでありますけれども、それは今回のALPS処理水の話もあって、輸出先をさらに広げるような動きになっていますので、それに呼応して出ていくチャンスだと思いますし、私どもがもっと大事にしたいのが、一般質問でも答弁していただきましたけれども、東京などに比べるとまだ全然少ないですが欧米の個人旅行客が非常に入ってきておりますので、岩手県でつくったものを岩手県の中で個人旅行客に買ってもらう、よさをわかってもらい輸出を広げていくといった総合的な内外での取り組みを拡大していくことが大事なのだろうと考えております。

**○神崎浩之委員** ニューヨークタイムズは確かに今も効果はあるのだけれども、年が明けたら次のところになるから今しかないですよ。観光も含めてぜひ濃厚にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○高橋穩至委員** 大分かぶってしまいましたので、私からはそれ以外の事業で一つだけお聞きします。いわて暮らし応援事業費補助について、補助先は市町村で、先ほど後半に向けてという説明があったのですけれども、前半の動向はどうだったのか。去年私は決算特別委員会ではこれを取り上げて、当初は新型コロナウイルス感染症の影響もあったけれども、それ以外に要件的に合うところが少なく利用が少なかったという答弁をもらった気がしたのですが、今の状況はどうなっているか。また、市町村経由ですので、広い県内でどういった地域に利用傾向があるのかお知らせいただきたいと思います。

**○三河定住推進・雇用労働室長** これまでの活用実績についてでありますけれども、令

和元年度は確かに2件であったり、令和2年度につきましても13件という数で推移していましたが、令和3年度から26件と倍増になりまして、令和4年度は63件と、またそれから1.5倍の活用になっております。今年度につきましては、7月末現在で23件となっております、前年同期の12件と比較しまして約倍増という形で、年々活用が進んでいる状況であります。

地域につきましては、テレワークでの移住も支給対象に要件が少し緩和になりまして、転職なき移住といいますか、籍を東京都など首都圏の企業に置きながら、住む場所を岩手県に移すといった件につきましても支給要件となった関係で、盛岡圏域といった交通の便がいいところに数多く移っているのが実態であります。

○高橋穩至委員 なかなか県内全域ではなく、条件が限られたところということですね。

後半については、市町村から見込みをもらい、この補正予算額にしたのですか。

○三河定住推進・雇用労働室長 今年度支給要件が拡大されまして、子供を連れて移住される方が1人につき30万円という要件だったのが100万円と3倍の金額になったことから、当初予算では枯渇状態で今回の補正予算案の計上に至ったということでありまして、市町村でも支給するための予算が同じように枯渇するということもありまして、7月末現在で今年度末までの見込みなどを調査させていただいて、今回の4,500万円の補正予算案になったという状態であります。

○高橋穩至委員 この制度の要件もあるでしょうけれども、沿岸部や県北地域など特に人口減少に苦しんでいるところから、この事業に関して要望のような声はありますか。

○三河定住推進・雇用労働室長 先ほど私が盛岡圏域が多いと言ったのは分母の多さもあるかと思いますが、県内全域くまなく利用されているのが実態でありまして、数はそんなに多くはないのですけれども、広く県内に移住されています。

市町村も制度が知られていないのではないかと心配されていまして、県内はもちろん県外でいろいろな移住フェアなどで一生懸命PRすることによって、出身者などその地域にゆかりのある方は関連があるところに戻ってきたいという意識を持っていただいておりますので、そういう方に確実に情報を届けるようにしています。

○田中辰也委員 先ほどの特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金について、件数が今5件ということで、3カ月または6カ月の申請の中で少し少ないだろうという話だったのですけれども、今回減額補正をこれだけするという事は、予算化するときに対象を多く見込み過ぎたのか、それとも条件に合わないところが多くいてその分は外れたのか、その点についてはどうでしょうか。

○小野寺経営支援課総括課長 三つの電力の使用形態の中の特別高圧を対象にしているのですが、どの事業者が特別高圧契約をしているかは明らかにされておりませんので、まずは足りなくならないように予算を確保しようということで、資源エネルギー庁から2021年度の岩手県内の特別高圧電力の使用総量の情報をいただきました。その中で国から助言をいただいて、その約10%が中小企業であろうという仮定のもとで予算案を組み



ました。予算化後、制度を公表して、実際に事業者とやりとりができるようになり、このくらいの事業者が対象となるであろう、それぞれの事業者がどのくらい電気を使っているという情報もいただいた上、改めて積算し直したところ、約1億100万円余の予算であろうということで、今回その差額分の減額補正を要求させていただいたものであります。

○田中辰也委員 予算化するときはずっと想定で余裕を持って積み、精査したらその分が必要なかったということで、実際にはこの制度が使いにくいなどで申請が少ないということではなくて、実際には見込みよりもかなり対象数が少なかったという理解でよろしいでしょうか。

○小野寺経営支援課総括課長 そのとおりであります。実際に精査していったところ、このぐらゐの金額であれば今の制度の中では間に合うだろうという金額です。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 県内企業の倒産の状況についてお伺いいたします。

先週宮古市の水産事業者、その翌日には宮古市の旅館、食堂がということで、毎日非常に驚いておりました。私が東日本大震災津波復興特別委員会の班長のとき、いいモデルということで、共和水産株式会社のイカ王子に会っていろいろ説明を聞いて、そのすばらしい発想、展開から学んできた場所だったゆえに、そしてお昼を食べた場所ということもあって、非常に心苦しく報道を見ておりました。

沿岸部における経済の落ち込みということで、倒産件数の推移を東日本大震災津波前から見ているのですが、あまり数としては載っていないのです。だけれども、やはりこれからが大変ではないかと思っているのです。恐らくそんなに上がっていない気がするのですが、コロナ禍、物価高騰、そして円安もあって非常に心配していました。

あわせて、ゼロゼロ融資の返済が始まっていてその影響がこれから出てくるのではないかと思うのですが、口頭だけではわからないと思うのだけれども、資料がないのでうまく説明してください。

○小野寺経営支援課総括課長 県内の倒産の状況ですけれども、東京商工リサーチ盛岡支店が公表している数値では、ことしの1月から9月末までの9カ月間で倒産件数は36件です。これは昨年の1月から9月と同数になっています。このうち新型コロナウイルス感染症関連倒産とされているものが、ことしは17件で約半数です。参考までに、昨年は10件でありましたので、コロナ禍の影響等が長引いて、企業経営を圧迫している一因にもなっているのではないかと考えられます。

それから、まさに新型コロナウイルス感染症の影響から企業の倒産や経営破綻等を救うために導入しているいわゆるゼロゼロ融資の実績であります。このゼロゼロ融資は令和2年5月から令和3年5月まで展開された制度資金であります。県内においては1万2,110件の貸し付け件数があります。金額は1,944億790万円余で、かなりの額の融資が実行されました。このうち既に返済等されたものもありますので、ことしの8月末時点で残高を有している件数は9,316件、残高は1,192億151万円余となっております。

これから返済開始の本格化といったお話もありましたけれども、今申しあげました9,316件のうち8月末までに既に返済が開始されているのは7,283件で残高を有する件数の約78%です。9月以降に約定返済が開始される予定のものが2,033件で約2割が今後返済が開始されますので、新型コロナウイルス感染症による返済の開始に伴う経営の逼迫ということも、企業によってはあるのではないかと考えられます。

○神崎浩之委員 借りかえの相談などはどのぐらいか。たしかゼロゼロ融資は普通よりも金利が高かったと思うけれども、幾らであるかあわせてお願いします。

○小野寺経営支援課総括課長 借りかえについてですけれども、既にゼロゼロ融資は据え置き期間がありますが、据え置き期間や返済期限を延ばすといった条件変更を行った件数は、622件、金額で111億2,440万円余となっております。

利息ですけれども、ゼロゼロ融資の利率は1.4%となっておりますが、3年間分は国と県で負担するとなっております。保証料は0.85%ですが、これも国と県で全期間分負担するとなっておりますので、いわゆるゼロゼロ融資といった形で措置されているものであります。

○神崎浩之委員 新型コロナウイルス感染症も3年で終わるだろうということもあって国はそういう立てつけだったと思うのだけれども、なかなか尾を引いて、物価高騰やロシアなどいろいろあってなかなか経済が戻っていないということで、もともと必要ではなかったけれども取りあえず借りておくといった方もいたり、有利なお金だったので、借りて、前の借金を返してということもあって、そういうことをしている間にこういう状況になったということなのですが、非常に厳しい状況がこれから来ると思うのですが、県とすればどのように支援していくのか。先ほどの条件変更もあるのですけれども、業態変更なり新たな商売のルートを決めていくなりいろいろあると思うのですけれども、どのように支援していくのか。寄り添って伴走してとなるのですけれども、これは地元の商工会議所になかなか相談に行けないのだそうです。

それから、公益財団法人いわて産業振興センターに岩手県よろず支援拠点をつくりましたよね。忙しいだろうと思って私もまだ一回も行っていないのですけれども、対応の一つとしてこういうところがあると思うのですが、ここの相談件数はどのぐらいですか。

**○小野寺経営支援課総括課長** まず、今後厳しさが見込まれる事業者をどう支援していくかということですが、資金繰りに行き詰まるケースに対しては、ゼロゼロ融資を借りかえ、いわゆるプラス分も加えた新たに何かに取り組むための借りかえ等が行えるような制度も国の制度と協調しながら展開しております。まずはそういったところで、必要な事業者に必要な資金が届くように、国の取り組みと連携しながら、県でもきちんと制度融資を準備していくことが必要と考えております。

それから、事業者の経営の維持、発展に向けた取り組みなども支援していく必要がありますので、お話のありました商工会議所を初めとした商工会、信用保証協会、公益財団法人いわて産業振興センター、あらゆる商工指導団体などと中小企業事業継続支援センター会議を昨年度設けて、定期的に情報交換等しながら、そしてそれら参加機関が相談窓口を設けて事業者からの相談にも応じて、事業者の資金繰りを初めとした事業計画等の作成もいろいろ支援しておりますので、きちんと必要な体制が整えられるように整備をしながら事業者の事業継続に向けた取り組みを支援していく必要がありますので、そこは我々としてもしっかり取り組んでまいります。

岩手県よろず支援拠点の数値につきましては、調べた上で後ほどお答えさせていただきます。

**○神崎浩之委員** 先ほど言ったように、地元には相談しづらいというものもあって、そういう本音を吐露しながら相談できる場所もあるのかと思っていました。

きょうは政府の経済対策が出るということで、時間がかかるのだけれども、これからさまざまな展開をしていただきたいと思います。

**○軽石義則委員** 最低賃金についてお聞きします。本会議の一般質問で多くの議員が質疑を交わされておりますので、再確認も含めてもう一度お聞きしたいと思います。

まず、全国最下位ということですが、これは県の決定事項ではなく、国が審議会によってそれぞれの地方で決定する権限を持っていますので、県がどう関与するかはなかなか難しい問題だと思うのですけれども、この結果をどのように受けとめ、認識されているのかお聞きしたいと思います。

**○菅原労働課長** 最低賃金の認識についてであります。改めまして申し上げますと、今回の地域別最低賃金は、公益、労働者、使用者の代表から構成されます岩手地方最低賃金審議会におきまして、それぞれの立場でさまざまな議論を踏まえて最終的に答申され、その上で岩手労働局が決定したと認識しております。

そのほか、令和4年の毎月勤労統計調査における岩手県の所定内給与額は全国で33番目、また令和4年の就業構造基本調査に基づいて試算したところ、岩手県の10代後半の青少年の年収中央値は全国中央値を上回る水準ということも含めまして、県内の企業は最

低賃金にかかわらず、実際の賃金を決めていると考えているところでもあります。

○**軽石義則委員** 実質 20 代の中央値は全国でも上位というのは知事も答弁しておりましたし、これは結果として出ていることなのでそれは当然認識されていると思います。そういう認識の上で、県内で最低賃金に該当する労働者はどのぐらいいるか県として把握されているのでしょうか。

○**菅原労働課長** 最低賃金で働いている人数でありますけれども、岩手労働局で令和 5 年の最低賃金に関する基礎調査をされております。これは改定前の 854 円での調査になりますけれども、統計処理されている数字なのですが、調査総数が 16 万 3,392 人のうち最低賃金 854 円以下で働いている常用の労働者の人数は 1 万 3,031 人で、この調査の全体の 8%と認識しております。

○**軽石義則委員** それは岩手労働局で調査するべきことであるのは当然なのですが、その該当する労働者がどういう環境で働いているか、使用しているいわゆる経営者がどういう状況かというのは経営支援という立場で把握していく必要があると思うのですが、1 万人弱の労働者はどういう業種で働いているのか。岩手労働局の調べはいいのですが、特に岩手県では中小企業がほとんどですし、その部分をきちっと把握した上で支援していかないと、支払い能力がないといった議論もされているようですけれども、その部分につながってくると思うのです。その支援をする意味も込めて、県で把握していることを教えてください。

○**菅原労働課長** 業種ですけれども、調査では詳しい業種は公表されていないので厳密な形では把握し切れていないところでもありますけれども、いずれ軽石義則委員のお話も含めまして、どのようなところが困っているのか、もう一回いろいろなところにお話を聞きながら把握していきたいと思います。

○**軽石義則委員** そこが大事になってくると思うのです。最低賃金が全国最下位で、人は県外に流出して、働く人たちも意欲がなくなるのではないかという指摘も一般質問等でされているとおり、私も岩手県の経営者の皆さんから全国最下位とはどういうものだろう、では県は何をしているのかという質問を逆に受けるようになりました。賃金は労使で決めるのが原則ですので、支払い能力をきちっと保てるように経営していただければ、行政が介入して賃金を決めるのは最低賃金法以外にはなかなかないのです。そういう意味では、業界を守る、職場を守る、労働者を守る、もっと言えば岩手県の人口増にどうつなげていくかも含めれば、企業それぞれがやっていただける力を発揮するための支援は大事だと私は思っているのです。

最低賃金審議会の議事録はまだ全部出ていないので要旨を見たのですが、第 3 回の審議会の中で、使用者側から新型コロナウイルス感染症の影響に関する資料を岩手労働局の事務局に求められているようです。でも、岩手労働局はそれを自分たちで調べるのはかなり難しいと思いますが、そういう照会は県に来ているのかどうか、そういう部分について岩手労働局とどのように連携をとっているのかお聞きしたいと思います。

○菅原労働課長 第3回地方最低賃金審議会の議事要旨に、新型コロナウイルス感染症の影響に関する資料というお話がありました。この件に関しましては、岩手労働局から私のところには資料の要求などは来ていないところであります。

○軽石義則委員 だとすれば、岩手労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響に関するエネルギー価格、物価高騰等に伴う事業所の影響調査というものを使用者側から求められて第4回の審議会で回答されたのではないかと思うのですが、どちらの数字ですか。県は、資金も人もかけていわゆる中小企業支援の対応をしていると思うのですが、岩手労働局はそこまでやる人員体制にはなっていないのではないかと思うのですが、そういう意味での連携は今までもこれからもっと大事ではないかと思うのですが、その部分はどう考えているのでしょうか。

○菅原労働課長 軽石義則委員御指摘の点についてですけれども、この点につきましては連携という意味ではなかったのですけれども、今回最低賃金の結果を受けまして、岩手労働局から、業務改善支援金や中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金など岩手県と岩手労働局の事業主に対する対策について、一緒に訪問周知活動をしませんかという呼びかけがありました。それにつきましては、9月上旬に岩手労働局と私が、岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会連合会、連合岩手などを一緒に回ったところです。そういう取り組みはしていますが、軽石義則委員御指摘の連携につきましては少し勉強させていただきたいと思います。

○軽石義則委員 いわてで働こう推進協議会には各団体も入って、さらに各経営者団体も入っていますので、そこでいろいろな意味で連携をとれば、よりいい状況把握ができるのではないかと考えています。

そういうことも踏まえて、最低賃金を決める採決をして、今回いわゆる目安額の39円で決定したのですが、これは使用者側5名、公益側4名の賛成9人で、労働者側5名は反対しているのです。これは、当然現状の賃上げでは実質賃金は確保できないし、この物価高において生活できないという生の声をみんな受けていますので、このままの最低賃金では生活はままならないことが表明されていると思います。その上で使用者側5名が全員賛成ということは、この目安金額が支払う能力の最大限だという意味も込めているのではないかと思うのですが、これまで中小企業支援ということで国の事業も含めて岩手県もかなりの金額を使ってきていると思うのです。例えば今年度中小企業支援に投入した金額や事業について、現状どのようになっているのか教えていただけますか。

○岩渕商工労働観光部長 当部で中小企業支援に要している事業費ですけれども、基本的に我々の業務が中小企業支援でありますので予算額のほとんどがそれに当たるのですが、どこまでをどうしたらお求めの数字になるか相談しながら、後で提供させていただきたいと思います。

○軽石義則委員 予算書を見れば私もわかりますが、執行状況は担当しているところが一番正しいので、そのぐらい中小企業を支援しているのに最低賃金では支払い能力がない

といった議論が交わされているとすれば、これは支援の仕方が足りないのか、支援が違う方向に入っているのか。労働者の支払い原資のためだけの支援ではないと当然思っていますけれども、岩渕商工労働観光部長も生産性の向上や職場改善、労働条件の改善も含めてというお話をしているのですが、この最低賃金にはそれが反映されていないのだと、最低賃金でなければ人を確保できないのだという企業がまだ岩手県にも当然あると。未満率という言葉があって、実際最低賃金以下で支払っている数は岩手労働局も把握しています。当然法律違反ですけれども、これは事実として認めざるを得ないという、これは国の制度でもあると思いますけれども、それをいかに岩手県でなくしていくかが私は大事だと思いますし、そのことによって最低賃金の実質的な底上げ、いわてで働こう、岩手県は働きやすい、暮らしやすいにつながっていくのではないかと思います。

そのことをしっかり踏まえていただきたいし、使用者側の5名は企業の代表の方々ですので、それぞれ業界から声を受けて最低賃金の審議会に参加されていると思いますが、経営者の中にもその金額を受けて人の確保がかなり厳しいという声が高まっているのも現実ですので、その部分の現状把握はこれからもしていただきたいと思います。もっと言えば、国が労働局という機関を設置して県民の安定した生活を守ろうという行政を国の責任でやっていますので、県が本当にその役割を果たすべきなのか。法律上、審議会は地方審議会であり建議できる力を多分持っているはずなので、国に対して支援策が足りないのではないかということ、県からも審議会としてそういう結論を出して国に意見書を出してくれといった要望はできるのではないかと思います。

**○菅原労働課長** 審議会に対する意見と理解したのですけれども、まず最初にお話し申し上げたいのは、県では本県の最低賃金が下位である状況を踏まえまして、ことしの5月に岩手労働局に、最低賃金の決定に当たっては本県労働者の労働改善に資することについて考慮されたいという申し入れはしたところであります。これにつきましては、第1回の岩手地方最低賃金審議会資料として提出されたと認識しております。

ただ、軽石義則委員御指摘のさらなるお話については、どのような形ができるのか考えてみたいと思います。

**○高橋副部長兼商工企画室長** 先ほど軽石義則委員から予算額というお話でありまして、細かく賃上げの分としては全体の中では拾い上げないのですけれども、総額的な予算で御説明申し上げます。

商工労働観光部関係の当初予算でありますけれども、今年度の当初予算額につきましては、一般会計予算が1,256億円余、中小企業振興資金特別会計が10億円余の合わせて1,267億円余という予算規模になっております。

あと先ほどお話のありました賃上げにつきましては、今年度6月補正予算で措置された中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助もありまして、それらもあわせながら今年度予算を執行している状況であります。

**○軽石義則委員** それがどのぐらい現場に役立っているか、結果としてどういう形で現

れてくるかが私は大事だと思っているので、県として審議会に意見を述べるのはどうかということもあると思いますけれども、現場の声が審議会を通じて伝わっていくことも大事ではないかと思えます。

中小企業を支援する意味では、やはり減税など税制の見直しも必要だと今言われておりますし、国の支援金は中小企業にとって使い勝手がいいなど使いやすい制度になっているのか。その申請をするために人を雇わなければならないといったものであれば、中小企業としては活用できないと思うのです。制度上の不備や改善点も含めて国に対してお願いしていく。お願いすることなのか、一緒に考えていただくことなのか、そういうことを伝える一つの手段だと思えますし、全国単独最下位という表現が県民の皆さん、そして働いている人、これから働こうという子供たちにも非常に大きな影響があると私は思っておりますので、そのことを改善して、岩手県はやはり働きやすいところですよといったことが県民にも伝わる取り組みを引き続きお願いして終わります。

○田中辰也委員 私からは観光関係について質問させていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、さまざまな形で今動き始めていると思えます。一戸町の御所野遺跡が世界遺産に登録されて、県内には文化遺産が三つになりました。文化遺産が三つあるのは奈良県と岩手県だけで、これはすごく絶好の好機と思っております。三つの世界遺産をしっかりと結びつけることによって、県内の観光ルート、周遊ルートが構築できると思えます。登録されたときコロナ禍が始まっていたので、なかなか手がつけられなかったのではないかという思いはしていますが、いまだにそのような動きが見えていないのを感じているところであります。

観光というのはすぐに効果が出るものではないので、コロナ禍であってもどのような種まき、動きをしていったらそういう商品造成ができるかなどという動きをしていかなければならないという思いをしているのですが、今まだそういう効果が見えないのですが、県としてはどのような活動をしてきたのかお聞かせください。

○高橋観光・プロモーション室長 世界遺産を活用した観光振興の現状でありますけれども、先ほど田中辰也委員からお話がありましたとおり、令和3年7月27日に御所野遺跡が世界遺産登録になりまして、国内最多となる三つの世界遺産を有することとなったということで、この三つの世界遺産につきまして、魅力向上であったり、交流、周遊促進を図ることが重要であると認識しているところであります。このような考え方のもと、県、市町村、関係団体等で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会ではJR東日本の重点販売地域の指定を受けまして、昨年の7月から9月まで世界遺産や地域の食などをテーマとした北東北3県大型観光キャンペーンを展開いたしました。

そしてまた、JR東日本と連携いたしまして、この際は一戸町の御所野遺跡でしたけれども、首都圏在住者を対象に世界遺産をテーマとした講座の開催やツアーを実施したところであります。

また、各広域振興局や市町村、関係団体等が連携して、三つの世界遺産や内陸部と沿岸

部の地域のコンテンツを活用した広域周遊の促進であったり、情報発信に取り組みましたし、さらに三つの世界遺産を周遊する旅行商品を造成したり、そういった世界遺産を活用したイベント等の開催、そしてまた地域内のコンテンツと組み合わせたプログラム、あとは広報紙、情報紙などを活用した情報発信などに取り組んでいるところであります。

○**田中辰也委員** 取り組んでいるということですがけれども、実際のところあまり形に見えていない気がするのです。それは発信力が弱いのか、三つが有機的に結びつけられる手段ができていないのか、結びつけるためには何が課題なのかなど旅行者などから情報を得ているのかどうか。その三つがもっと回っていくことによって、県内にいろいろな形でいい影響が必ず出てくると思うのですが、平泉は平泉、御所野遺跡は御所野遺跡、橋野鉄鉦山は橋野鉄鉦山といった単品ではなく、それを結びつけ、それに周辺の観光地も含めながら包括的にやるといった取り組みが必要なのではないかと考えているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 田中辰也委員御指摘の課題でありますけれども、現在各地域においては、世界遺産と地域のコンテンツを組み合わせた旅行商品や情報発信などが行われておりまして、こうした取り組みをさらに発展させて、それぞれの地域の観光地域としての魅力を高めていくことが今後三つの世界遺産などを活用した広域周遊を促進させるためには必要であると考えておりますし、またこうした各地域の取り組みをより効果的に商品造成に結びつけるためには、各種のキャンペーンなどを通じて地域間の魅力を一体的に発信するなど、それぞれの魅力の相乗効果を生かした情報発信の強化を図っていく必要があると考えております。

そしてまた、文化スポーツ部の中でも三つの世界遺産連携会議というのがありまして、三つの世界遺産をどのようにして保存していくか、そしてまた連携して進めていくかといった話し合いもしている中で、県庁内の各部局と連携しながら、こういった三つの世界遺産についてどのように取り組んでいくか話し合いを進めながら展開していくと考えております。

○**田中辰也委員** そういう取り組みを適時しっかりと続けていくことが大事だと思いますし、単品ではなく、ある程度周辺を巻き込みながら面で観光を考えていかないとなかなかうまくいかないだろうという思いをしているので、その点の動きをしっかりとしてほしいと思います。

また、昨今ニューヨークタイムズの報道にあるとおり、今岩手県、盛岡市は非常に注目されているということですが、この間関東地方の旅行者と意見交換したときにはそれほどでもないという情報を得ました。直近の調査では、岩手県はまだ 29 位というデータも出ているらしいです。その辺についても、ブームは一過性のものですぐ過ぎ去ってしまうので、しっかりと魅力を固定化させるような観光プロモーションをやっていく必要があると思いますし、盛岡市の魅力、世界遺産、食の魅力などを融合させながらしっかりと結びつけ、面で取り組むという意識づけが必要かと思いますが、その点についてはいかがでし



ようか。

○高橋観光・プロモーション室長 先ほどお話がありました面で捉えていくということでありまして、私どもも令和6年1月から3月までJR東日本の重点販売地域の指定を受けまして、いわて冬旅キャンペーンを展開することとしております。このキャンペーンのコンセプトは、内陸部の温泉、スノーリゾート、そしてまた三陸沿岸部の冬の味覚や絶景を掲げまして、内陸部から沿岸部であったり、県北地域への周遊に取り組む形で進めているところでもあります。

また、現在岩手県観光協会の中に観光地域づくり支援チームを設置しておりまして、専門人材を配置した上で、地域の観光地の観光戦略の策定やDMOの支援などを行っておりまして、昨年度においては一戸町の観光地域づくり戦略の策定の支援なども実施しているところでもあります。今後もこうした先行事例を各地域と共有しながら、観光地域づくりも推進していきたいと考えております。

引き続き、関係部局、あるいは市町村、地域のDMOと連携しながら、国立公園や三陸ジオパーク、地域の食、そして工芸品など、本県ならではの魅力を活用しまして、三つの世界遺産と組み合わせながら、効果的に情報発信し、より広域的な周遊につながる取り組みを推進していきたいと考えております。

○田中辰也委員 岩手県観光協会の話もありましたけれども、やはり市町村の観光協会と県の観光協会の動きをしっかりと役割分担しながらやっていかなければならないと思っ

ているのですが、岩手県の場合を見るとなかなかうまくいっていない気がします。石川県の金沢市観光協会の例で言うと、県が行う事業と市町村が行う事業を明確に役割分担しているので、金沢地域、能登地域、加賀地域の観光振興について、それぞれの市町村がやること、県がやることをしっかりと捉まえながらやっているということなのですが、岩手県においてはその辺が非常に脆弱だという思いをしております。やはり市町村は実際それぞれのエリアでしか動いていないので、先ほど言った面で動くというのは、広域的なところはやはり県でしっかりと捉えてやっていかなければならないという思いをしておりますので、岩手県観光協会が基軸になりながら、各市町村の動きを把握し、役割分担をしっかりとしながらやっていく必要があると思うのですが、どのように思いますか。

○高橋観光・プロモーション室長 現在今年度までの計画であるみちのく岩手観光立県第3期基本計画がありまして、まさに市町村や県、関係団体の役割分担を明確にし面で捉えながら進めたいと考えておりますが、いずれにしても県あるいは市町村、広域振興局もありまして、その中で一体的に進めながら対応していきたいと考えております。今のところ、その計画についても、各市町村であったり、各部局と一緒に話をしていこうと進めておりますので、そういった形で進めさせていただきたいと考えております。

○小野寺経営支援課総括課長 先ほど神崎浩之委員から岩手県よろず支援拠点の相談実績について御質問いただきましたが、平成26年6月に公益財団法人いわて産業振興センターの中に設置して以降、相談件数は毎年5,000件前後で推移しておりました。ただ、こ

こ最近は新型コロナウイルス感染症の関係の相談もありまして、令和3年度は6,155件、令和4年度は7,109件でやや増加傾向にあります。今年度につきましては、8月末時点で2,651件という相談実績になっております。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工観光労働部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中3から12まで、2変更及び議案第10号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上2件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の9ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、国庫支出金の交付額の決定等に伴う事業費の整理に加え、8月の大雨等により被災した道路、河川等の災害復旧等に対応するための経費を補正しようとするものであり、表中の中ほど8款土木費は30億5,369万円の減額。10ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費は1億7,023万4,000円の増額。これらを合わせて28億8,345万6,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願ひます。

予算に関する説明書の53ページをお開き願ひます。8款土木費、1項土木管理費ですが、1目土木総務費のうち、説明欄1行目、償還金は、国庫補助事業完了による事業費確定に伴う国庫支出金等の精算に要する経費を補正しようとするものです。

55ページに参りまして、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費のうち、説明欄1行目の道路環境改善事業費は、舗装補修等に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。説明欄5行目の道路維持修繕費は、8月の大雨等により被害を受けた道路損傷箇所への舗装補修など、応急的な道路の維持管理に要する経費について補正しようとするものです。

57ページに参りまして、3項河川海岸費ですが、1目河川総務費のうち、説明欄1行目の河川海岸等維持修繕費は、8月の大雨等により被害を受けた河川、海岸の流木等撤去など、応急的な河川海岸等の維持管理に要する経費について補正しようとするものです。

2目河川改良費のうち、説明欄4行目の直轄河川事業費負担金は、国が実施する河川整備に要する経費の負担金について、国の通知に基づき補正しようとするものです。

59 ページに参りまして、4項港湾費ですが、2目港湾建設費のうち、説明欄3行目の直轄港湾事業費負担金は、国の港湾施設整備に要する経費に係る負担金について、国の通知に基づき補正しようとするものです。

60 ページに参りまして、5項都市計画費ですが、2目街路事業費のうち、説明欄2行目の都市計画道路整備事業費は、都市計画に基づく道路拡幅、橋梁整備などの街路整備に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。

次に、少し飛びまして70ページをお開き願います。11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費ですが、1目河川等災害復旧費のうち、説明欄1行目の河川等災害復旧事業費は、8月の大雨等により被害を受けた河川等の公共土木施設の災害復旧に要する経費について補正しようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案(その1)にお戻りいただきまして11ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1、追加中、3、除雪から12、広域公園整備事業までの10件が当部関係であり、工期が翌年度以降にわたるものについて期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、12ページをお開き願います。2、変更中、1、道路環境改善事業から6、公営住宅建設事業までの6件については、いずれも令和5年度から翌年度以降にわたって施工される工事に係るものであり、事業費等の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものです。

次に、負担議案1件について御説明申し上げます。39ページをお開き願います。議案第10号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは都市計画道路整備事業において一戸町の事業費の変更に伴い受益町の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 この際で災害対応について通告しておりましたが、先ほど8月の大雨被害の復旧について話がありましたので、ここで聞こうと思います。

令和4年度及び令和5年度の自然災害への対応状況について通告を出していたのですが、6月定例会以来、我々もなかなか皆さんと県内の状況など話す機会がなかったので、ことしの県内の災害はどういうものがあつたのかということと、今少し説明もありましたけれども、その復旧状況についてお伺いしたいと思います。

いずれ一関市も平泉町も8月に大雨が降って橋が流されて孤立する、秋の営農に大きな影響を与えている、それから来年の作付にも影響を与えているという河川災害があつたということで、特にことし8月の豪雨被害の県内の状況と復旧状況についてお願いしたいと

思います。

**○戸来砂防災課総括課長** ことしの災害の発生状況ですけれども、ことしは主に7月と8月に豪雨災害がありまして、まず7月の豪雨につきましては、県内で水管理・国土保全局分としまして、県、市町村合わせて21カ所、主に西和賀方面で被害が発生しております。

それからまた、8月の豪雨につきましては、8月12日から15日の豪雨、それから18日から20日の豪雨の2回ありまして、県及び市町村合わせて79カ所で被害が発生しております。

復旧状況につきましては、7月豪雨分は今月上旬に災害査定を実施しておりますが、8月豪雨分は今月第4週及び来月第4週で実施する予定としております。

実際に河川堤防が被災した久慈市大川目町の久慈川右岸につきましては、早急な復旧が必要ということで、既に応急工事に着手しているところもあります。残る箇所につきましては、災害査定を終えましたら順次工事を発注し、早期復旧に努めてまいりたいと考えています。

**○神崎浩之委員** 今説明で、7月に21カ所、8月に79カ所ということだったのだけでも、久慈市という話もあって私は全然承知していなかったものですから、どういうところでどういう被害があったのか、主なところでいいので教えてください。

**○戸来砂防災課総括課長** 7月豪雨につきましては、主に西和賀町を中心としまして奥州市、雫石町で被害が発生しております。また、8月豪雨につきましては、県北地域と県南地域が多く、県北地域では久慈市、岩泉町、田野畑村、それから県南地域では一関市、奥州市、平泉町方面で被害が発生しております。

**○神崎浩之委員** これから災害査定ということもあるのですけれども、正式な査定が出る前に応急復旧している部分があると思うのですが、それは何割ぐらいでしょうか。早急にやらなければならないことだったと思うのですけれども、いかがでしたか。

**○戸来砂防災課総括課長** 査定前に既に復旧工事に着手している数としましては、県管理施設では先ほど御説明しました久慈川を含めまして2カ所、市町村施設では1カ所となっております。

**○神崎浩之委員** 岩手県の県南地域もそうなのですけれども、そもそも土砂がいっぱいたまっていて河道掘削や立木伐採の要望がたくさん出ていると思うのですけれども、今回の大雨災害でそれに起因するものはどのくらいあるのでしょうか。現場を見ていないかもしれないのでわからないかと思うけれども、河道掘削と立木伐採の要望はそれだけ多いのです。感覚的な答弁でいいのですけれども、よろしくお願いします。

**○戸来砂防災課総括課長** 例えば8月豪雨ですと全部で79カ所の被災があったのですが、そのうちの河川災害としては大体3分の1程度の29カ所は護岸の決壊などが主なものでして、今回の災害をざっと見た感じでは、側方浸食で、いずれ土羽、護岸等が削られた災害が多かったと認識しておりますので、実際に河道の堆積、流木等が直接起因するか

どうかについては、正直なところわかりかねるところであります。

○**神崎浩之委員** 県北地域は意外と流れがあるのですけれども、県南地域は急流ではないものですから、やはり土砂が堆積していて立木伐採や河道掘削の要望がすごくありますので、引き続き、昨年の災害を見ながら対応してほしいと思います。次の大雨には、家屋、田畑も含めて、すぐまた災害が起こるような状況でありますので、よろしくをお願いします。

それから、この際で通告したのですが、昨年も7月、8月に大雨が降ったのですけれども、たしか一戸町の橋もあったと思うのですが、令和4年度の災害について復旧がまだ終わっていないところや大きくおくられている分について説明をお願いしたいと思います。

○**馬場河川課総括課長** 令和4年8月の一戸町の豪雨災害の復旧状況についてであります。8月の豪雨によりまして一戸町の馬淵川におきまして、向町・本町地区及び関屋地区で、床上浸水12戸、床下浸水22戸の浸水被害が発生したことから、同程度の出水から家屋の浸水被害を防止することを目的として河川改修の事業に着手したところであります。これまでに橋梁部などに堆積しました流木の緊急的な撤去や河道内に堆積した土砂の撤去を実施したほか、現在河川改修に必要な測量調査、設計を進めているところであります。

現在、9月末に向町・本町地区で計画区間や実施内容について住民説明会を行い、10月末に橋梁がある関屋地区で住民説明会を行う予定としております。今後説明会でいただいた意見も踏まえつつ、一戸町の意見も聞きながら詳細設計を進め、地元に対して丁寧に説明しながら進めていきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** そのあたりは住宅もあり、なかなか頭を抱えている問題だと思いますけれども、見込みはどうなっているのですか。

それから、一関市花泉地区の夏川についても水害常襲の川でありますので、一関市花泉地区周辺の河川についてもお願いします。

○**馬場河川課総括課長** 馬淵川の今後の見込みということではありますが、まずは説明会をいたしまして、計画に御理解をいただいて、その後設計を重ねていきたいと思っております。用地の取得、それから建物の移転等もありますので、その辺の御協力をいただきながら、できるだけ早期に効果が発揮できるように進めてまいりたいと考えております。

また、一関市花泉地区の豪雨災害におきまして、夏川及びその支川の磯田川、上油田川についてであります。まず、越水が発生しました磯田川と上油田川の堤防の復旧につきましては、昨年の7月中に維持管理で対応したところであります。河川改修事業につきましては、夏川、磯田川、上油田川ともに堤防の拡幅等の河川改修事業を順次進めているところであります。宮城県と調整しながら順次進めてまいりたいと考えておりまして、また越水箇所につきましては、磯田川は今年度中に堤防の拡幅が完了する予定であります。上油田川につきましては来年度を予定しており、順次進めてまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 今はもう年中大雨の被害が出ているということで、なかなか油断ができないのですが、今まで台風が沖縄、九州地方などに来るとそればかり注視していたのですけれども、今回岩泉町では線状降水帯が発生したということで、こういうことは今まで

あったのか。こういうのを見ると沖縄、九州地方だからと安心できないですね。何百キロも離れた岩手県でも常にびりびりしていなければならぬと思うのですけれども、加藤県土整備部長、どういふものでしょうか。

○加藤県土整備部長 ただいまの御質問で、まず昨今の気候の状況であります、神崎浩之委員御指摘のとおり、例えば梅雨前線や停滞前線などがある中で、例えば南側に台風があったとき、そこに湿った空気がずっと提供され、そこで線状降水帯が発生するという事案が全国でも出たりするなど、昨今雨の降り方が変わってきていると私も認識しておりますので、気象予報も大事ですけれども、そういった状況等もしっかり注視しながら、河川管理等をやっていかなければいけないとつくづく感じているところであります。

その対策としましては、やはり事前に災害を防ぐためのハード対策と、ハード対策の途中であっても少なくとも人命等を救うためのソフト施策はしっかり進めていかなければいけないと思っておりますので、例えば河川の水位が上がるなどしたときには私たちもしっかりとした情報を出し、市町村と連携しながら、避難行動などを促進するための活動をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○神崎浩之委員 水害や台風に対してはタイムラインで対応するとなっているのだけでも、ああいう事態が起きたらタイムラインどころではないですね。そのようなことを思って、さまざまいろいろと察知しながら対応していただきたいと思います。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号本銅口の沢筋田畑地区砂防堰堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○戸来砂防災課総括課長 議案（その 2）の 12 ページをお開き願います。議案第 15 号本銅口の沢筋田畑地区砂防堰堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料、本銅口の沢筋田畑地区砂防堰堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてにより説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。工事概要は、平成28年台風第10号により被災した本銅口の沢において砂防堰堤を整備する工事です。設計変更の主な内容及びその理由は、前回議決後の主な設計変更である第3回変更、第5回変更の内容について、資料により説明させていただきます。

2ページをお開き願います。下段の平面図をごらんください。今回の変更は、工事着手後の令和3年8月から12月にかけて、図面真ん中の旗揚げしました区間の斜面において、降雨や融雪などに起因する斜面崩壊が発生し、これまで対策に係る調査や設計、事業用地の取得等を進めてきたところであり、必要な斜面对策工等を追加しようとするものです。

3ページをお開き願います。上段③の平面図をごらんください。第3回変更におきましては、施工区間の斜面崩壊に伴い実施した詳細な地質調査の結果に基づきまして、施工時の斜面安定を図るために先行して押さえ盛土を実施したものです。

次に、下段の⑥の標準断面図をごらんください。今回の第5回変更においては、斜面の滑りを抑止するためのアンカー工、斜面の表面を保護するための高強度ネット工、崩壊の原因となる地下水を排除するための横ボーリング工を追加しようとするものです。また、管理用道路については、斜面崩壊の発生を受けまして、管理用道路の施工に伴う斜面への影響を極力少なくするために法線を変更しようとするものです。

1ページにお戻り願います。契約金額ですが、令和3年3月5日に議決いただいた当初契約の金額7億6,230万円に対し、今回の変更により8億8,291万3,900円、115.8%の増額となり、変更後の契約金額は16億4,521万3,900円となるものであります。請負者は、株式会社畑中組。工期は、現在の令和6年3月15日に対し、今回の変更により365日の付与となり、令和7年3月15日となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第17号和解の申立てに対し議決を求めることについて、以上2件の議案は関連がありますので、一括議

題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 議案（その2）の13ページをお開き願います。議案第16号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び15ページの議案第17号和解の申立てに対し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料、訴えの提起に関し議決を求めることについて及び和解の申立てに関し議決を求めることについてにより説明させていただきます。

資料1ページをごらん願います。訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃等を長期に滞納している者を対象として行っている法的措置であります。法的措置を行うまでの流れであります。滞納者に対しては早期から繰り返し督促や納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど、滞納の解消に努めているところであります。それにもかかわらず滞納月が6カ月を超え、または滞納額が30万円を超える者のうち、改善が図られず、滞納が常態化している者をやむを得ず法的措置の対象とするものであります。

訴えの提起は、滞納を解消しようとする意思が見られない者に滞納家賃等の支払いと住宅の明け渡しを求める訴えを提起しようとするものであります。また、起訴前の和解は、滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者に対し、滞納家賃等の計画的な解消を条件として継続入居を認める和解の手続を行おうとするものであります。

このことから、訴えの提起及び起訴前の和解申立てに関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

資料の2ページをお開き願います。議案第16号訴えの提起に関し議決を求めることについてであります。1、提案の趣旨であります。家賃の納入に対して誠意が見られず、長期にわたり家賃を滞納している者に対し、県営住宅の明け渡し等請求訴訟を提起するものであります。

2、原告及び被告であります。原告は岩手県、被告は県営住宅入居者1名であります。

3、訴えの趣旨及び原因であります。被告は県営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、度重なる訪問または電話連絡にも応じない状況にあり、県からの明け渡し請求等にも応じない方であることから、県営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い及び住宅の明け渡し期限の翌日から明け渡しをする日までの期間に家賃に代わって支払うべき金銭の支払いを求めようとするものであります。

被告に係る滞納家賃等の状況であります。令和5年7月末現在で139万円余となっております。

続きまして、資料の3ページをお開き願います。議案第17号和解の申立てに関し議決を求めることについてであります。1、提案の趣旨であります。県営住宅の家賃等を多額に滞納している相手方から滞納家賃等の支払いに関し和解を求められたことから、これに応じ、起訴前の和解の申立てを行うものであります。

2、和解の申立人及び申立ての相手方ではありますが、申立人は岩手県、相手方は県営住



宅入居者2名であります。

3、和解の内容であります。滞納家賃等は分割して所定の期日までに支払うこと。和解成立後の毎月の家賃等は所定の期日までに支払うこと。これらの支払いを怠った場合には、県は入居者に対し、何らの通知、催告を要せず、県営住宅の明け渡しを求め、入居者は県に対し滞納家賃等の全額を支払うとともに、速やかに住宅を明け渡すこととあります。

なお、和解をしようとする各相手方の滞納額につきましては、令和5年7月末現在で、それぞれ57万円余、106万円余となっているところであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第18号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵用地課長 議案第18号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その2）の16ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、資料、損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてより説明させていただきます。資料をあわせてごらん願います。

初めに、1の提案の趣旨であります。令和5年2月16日に条件付一般競争入札の公告を行いました主要地方道岩泉平井賀普代線白池地区ほか用地測量調査業務委託におきまして、職員が予定価格の算定に用いた設計書と異なる内容の設計書を誤って縦覧に供していたため、入札がやり直しになったことに伴い、落札者と締結した契約を解除したことにより損害を与えたことから、損害賠償請求事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額

を定めるため、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2の損害賠償の額及び3の和解の内容であります。受注者が既に実施した業務について89万円を賠償し、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容としようとするものであります。

説明は以上で終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 今の説明で再発防止に努めるといった説明がないのだけれども、こういう説明でいいのかと思う。普通は最初の説明で、こういうことがあって、こうで、これでおわびして、再発防止はこういうことに努めるといったことから始まるかと思ったのだけれども、簡単な提案理由だけですか。加藤県土整備部長、いかがですか。

○加藤県土整備部長 ただいま神崎浩之委員から御指摘いただいたとおりであります。我々も今回こういったミスが発生しましたので、しっかりと再発防止対策を組んでやっているところであります。冒頭の説明でしっかりそういった内容を御説明すべきだったと思いますので、以後しっかりと説明できるようにしていきます。まず、そもそもこういったミスが発生しないようにきちんと努めていきたいと思っておりますし、発生した暁にこういう場で委員の皆様方に御説明差し上げる際にも、しっかりとした説明をしていきたいと思っております。申しわけありませんでした。

○神崎浩之委員 普通はおわびから入りますよね。いろいろなところに迷惑かけているでしょう。皆さんは県民の税金で自分の財布からお金を出さないからあまりびんときていないのかもしれないですけども、業者を含めて、それからこの89万円の支出は大きいことです。今回はたまたま繰り越しにならなかったからいいけれども、実はいろいろなことがその裏にあるのです。それから地権者だってせっかく了承しているのに、あまり時間を置けばそういう事態にまでなるような実は大きな出来事だと思うのです。やった個人を責めるつもりはありませんけれども、組織としては大変なことです。それを普通の予算の説明のように淡々とやられたのでは困るのだ。普通はおわびから入り、説明し、それから再発防止を説明する。それが1回目の説明だと思うのですが、もう一回いかがですか。

○加藤県土整備部長 御指摘のとおりだと思っております。しっかりと説明してまいりたいと思います。申しわけありませんでした。

○神崎浩之委員 後から言いますけれども、そういう感覚だから再発防止に努めると言ったって再発するのです。やったことに対して全然重大なことだと思っていないから、こういうヒューマンエラーが何回も何回も出てくるのです。それを修正できない体質なので、もう少し真剣に捉えて取り組んでいただきたい。

まず、損害賠償の金額89万円の積算根拠を教えてください。受注者が実施した業務に対する金額ということですけども、物理的なものだけなのか、それとも時間や日数、職員の業務なども入っているのかなどその内訳についてももう少し詳しく教えてください。

○**岩渕用地課長** 損害賠償の額の決定についてでありますけれども、受注者が契約締結後から業務の停止を指示するまでの間に実施した業務の業務費について、県の積算基準に基づいて金額を算定しております。

なお、この間受注者が行った業務でありますけれども、用地測量に係る作業計画の作成、現地踏査、打ち合わせ協議、公図等の転写の一部の業務を実施しております。これらに係る人件費及び一般管理費を県の積算基準に基づいて算定し、損害賠償の額としております。

○**神崎浩之委員** 結果的に再入札をしていると思うのですけれども、最初に落札した業者は再入札に参加して業務を請け負ったなどはあるのですか。

○**岩渕用地課長** 再入札の件でありますけれども、受注者は再入札には参加していましたが、落札決定には至っておりませんでした。別な業者が落札いたしました。

○**神崎浩之委員** これにかかわる日数のことなど聞きたい。さっき言ったように、繰り越しはしないということでよかったと思うのですけれども、工事というのは結構タイトで、例えば再入札すれば年度内に完成せず、繰り越してしまうなどもあるのですけれども、これはたまたま用地測量業務の関係や実際の業務も来年度ということがあってあらかじめ結構長い期間だったので、そこまで迷惑をかけなくてよかったのですけれども、実際の業務には期間的な御迷惑はかけていませんといったところまで最初の説明に加えていただきたいと思います。事前の説明では今回は大丈夫だったということですが、我々はこの説明を受けると年度末までに間に合うのかといったことをすぐ思うので、そういう説明をしてほしかったということもあります。

それから、異なる内容の設計書を縦覧に供したということですが、何をどう間違ったのか、それからこれは個人のミスもありますけれどもやはり組織のミスなので、どのように起案していったのか。決裁を回したのか、その決裁の途中でなぜ防げなかったのか。これは再発防止の話ではないですから、今回の事実だけ教えてください。

○**岩渕用地課長** 今回の事案でありますけれども、担当者が積算システムを用いて設計書を作成した際にデータの一部を修正したところでありまして、そのデータをシステムに保存しなかったために、積算システムから修正前のデータで作成された縦覧設計書が出力されて、その出力された誤った縦覧用設計書で入札の公告を行ってしまったものがあります。

事務処理の過程といたしましては、積算システムを用いて設計書を作成して、印刷して、担当の課長と総括が金額等の精査を行います。それをもって紙ベースで起案したところがありますが、決裁後の入札公告の際に、改めて縦覧用設計書を積算システムで作成したときに、修正前のデータで出力されてしまったために、内容の異なることに気づかないまま入札公告に出してしまい、誤った入札公告になってしまったと思います。

○**神崎浩之委員** そうすると、決裁は正確なもので回って、上司まで判こをもらって、それが戻ってきて、実際に縦覧するときに違うものを上げてしまったということですね。では、昔のいわゆる何とか判と言われるものではなくて、決裁はきちんと一応見たことに

はなっているのだろうけれども、そういうことはあるのですか。紙ベースだったらそれがそのまま公告として行くのだろうけれども、電子入札ということなので、そういうミスが起こりやすい作業があるというのを今わかったのだけれども、再発防止はこれをどうしていくのですか。

○岩渕用地課長 再発防止策についてでありますけれども、今回の事案の原因といたしましては、担当者のシステムに対する理解不足と上司を含めた他の職員の確認不足が原因であると考えております。このため、職員のシステムの理解を深めるため、現在行っている研修の資料に委託発注における留意点やシステム操作における注意事項などを明記し、内容を充実させた研修を行うことといたしますし、経験の少ない職員には業務を行う際に、職場において上司職員がOJTを活用し、業務のフォローアップを行い、職員の能力向上に努めていきたいと考えております。

また、縦覧設計書の確認につきましては、チェックシートを活用し、チェック項目に予定価格の算定に用いた設計書と設計項目に違いがないかを加えまして、チェックを行う際は、複数人で確認することを徹底し、チェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員 その再発防止で、やはりお互いに認識していかなければならないと思うのですが、事前説明のときには修正したものを保存しなかったという説明を受けたのですが、設計をつくるシステムと電子入札の公告に出すシステムは違うのですか。というのは、最初の積算のときに上書きしなかったのか、公告に出すときに上書きを間違えたのか。最初のシステムで出た正式な設計書が紙で回り、それで決裁して、そして公告するときに修正前のデータで出力されたということなので、その辺がわからない。どこで上書きしたのか、上書きしなかったのか。

○岩渕用地課長 先ほどの説明が不足して申しわけありませんでした。起案する際、設計書を作成いたしますけれども、設計書を作成した段階で設計書を修正し、その修正したデータで設計書の印刷をしました。ただ、作成したデータをそのとき積算システムに保存しなかったのです。それで、印刷した設計書で、金額、中身等は確認して、積算基準に合っているということを確認し、そのまま決裁しました。起案後に、入札担当に入札公告を依頼しますが、その際に入札用の縦覧設計書をまたシステムで作成することになるのですが、それを作成する際にはシステムに古いデータしか残っていなくて、その修正前のデータで縦覧用設計書を作成してしまったということになります。設計書の違いは、そういう流れから発生しております。

○神崎浩之委員 責めるのではなく、どうやったらこういうミスが減るかと思って聞いているのだけれども、そうすると設計書をつくるシステムと縦覧するシステムは違うということになるのか、それともデータが連動するなど設計したもので公告まで行くのか。どこの上書きが間違っていたのか。

○岩渕用地課長 積算システムは、同じ積算システムを使っております。

○**神崎浩之委員** そうすると、やはり人の手の問題であり、それはなかなか研修などをしても直らないと思いますので、システムの中で、変更がありました保存しましたかなどアラートが出るような仕組みであればこういうミスがないと思うので、そういうことも含めてやっていかなければならないと思います。

再発防止と必ず言うのだけれども、去年だったか県北広域振興局二戸センターでも、金額が低かったけれども、積算ミスで間違った発注をしてしまったという事例がありました。あのときも再発防止をしますと言ったのだけれども、またこういうことが出てくるのです。県土整備部にかかわらず、教育委員会も、小さい給与の手当の関係など本当に申しわけないような単純なミスがすごく多いのです。みんな再発防止と言うのだけれども、人間の手の作業ミスを防ぐようなことをやっていくのがDXなのです。今県職員は本当にすごく高度で時間的に追われた仕事をやっていて、やはりこういうことを防ぐためには、先ほど言ったICTでアラートを出すといったものでつくり上げていかないと毎回出ると思います。

これはどこの部局でもかかわることだと思いますから、今回のことを教訓に、総務部でもいいのだけれどもぜひ県庁内の部署の中でこういうミスをなくすDX化といったものに取り組んでいくべきだと思うのですが、誰に聞いてもしょうがないので、加藤県土整備部長、よろしくお願いします。職員もかわいそうです。そうは言っても、やはり89万円という余計な支出があるし、業者にも迷惑をかけているということもあります。全体の工期の関係も出てくるので、ボタン1個の精度で、下手をすれば大変な金額かもしれません。そういうことも含めて全庁的にやっていただきたい。業務的にこういう失敗をする可能性があるのではないかとといったことをもちろん県土整備部内でも洗い出してもらって、ぜひ再発防止に努めていただきたい。所感を求めます。

○**加藤県土整備部長** まず、今回の事案に係りましては、事務手続の誤りから不要な県費負担が生じまして、県民の皆様には大変申しわけなく思っております。先ほども御説明申し上げましたが、こういった事務のミスにつきましては、可能な限り、やはり我々も同様の事案が発生しないように再発防止を徹底していきたいと思っておりますし、その中で適正な事務執行に努めるとともに、例えばこういった事例を共有することも一つの再発防止につながると思っておりますので、しっかりと共有しながら、事業におくれが生じないように取り組んでまいりたいと思っております。

○**白澤勉委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県広域サイクリングルート（案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○高瀬道路環境課総括課長 現在県が検討を進めております岩手県広域サイクリングルート（案）について、資料、岩手県広域サイクリングルート（案）についてにより御説明します。

初めに、1、趣旨ですが、令和3年3月に策定した岩手県自転車活用推進計画では、自転車を活用した観光振興等を促進するため、本県の地域特性を生かした広域的なサイクリングルートを令和7年度までに4ルート設定、整備することとしています。

このため、県が有識者や関係団体で構成する広域サイクリングルート検討会議や市町村及び国道管理者等への意見照会を踏まえ、岩手県広域サイクリングルート（案）を取りまとめたことから、今回御報告するものです。

次に、(2)、広域サイクリングルートについてですが、ここではルート設定の基本的な考え方について整理しているほか、具体のルート案についてお示ししています。初めに、

(1)、ルート設定の基本的な考え方ですが、一つ目は国のモデルルートへの登録を見据えた基幹ルートとして設定することとしており、将来的な国のモデルルートへの登録を見据えて、あらかじめ基幹ルートと呼ばれる市町村をまたぐような骨格となるルートとして設定するものです。二つ目は、主要な観光地を巡るルートとし、広域振興局をベースとする四つの基幹ルートを設定すること。三つ目は、4ルートで県内33市町村を全て通過し、市町村等が設定する地域ルートとの連携を図るルートであること。四つ目は、サイクリングで県内の魅力を堪能できるよう各ルートのテーマとストーリーを設定し、各地域の特色や特徴を有したルートであることの以上4点のほか、表に示す国が示すモデルルートの要件の四つの項目を満足するよう、ルートを設定することとしています。

また、国が示すルートのイメージを表に示していますが、このうち県が設定するのは、表の左側に示す基幹ルートであります。一方、地域ルートは、基幹ルート周辺の地域を短距離で結ぶルートで、市町村等が設定するものです。さらに、その右側の国が示すルートのイメージ図に示す青色の太線が県が設定する広域サイクリングルートのイメージであり、複数の市町村をまたぐルートであります。

2ページをごらんください。先ほど御説明した内容を踏まえながら検討した(2)、岩手県広域サイクリングルート図（案）、(3)、各ルートのテーマ・ストーリー（案）については、3ページ以降の資料1、資料2をごらんください。検討した四つのルート案のほか、各ルートの特色や特徴を示したテーマとストーリーを添付しています。四つのルートは、東、西、南、北と設定しており、それぞれテーマは、三陸沿岸の景色と海産物の宝庫

を楽しみ、復興・伝承を学ぶルート、美しいまち並みや文化を楽しみながら、水辺と名湯をめぐるルート、歴史文化を伝える世界遺産と四季の彩りをつなぐルート、酪農や広大な高原からの景色、歴史的な文化財を楽しむルートとなっています。

2ページにお戻りください。3、今後の進め方について御説明します。全5回の検討会議の開催とあわせ、県議会での説明やパブリックコメントを行いながら、令和5年12月をめどに4ルートの設定を行い、令和7年度までに路面表示、案内看板等を整備する予定としています。

また、広域サイクリングルートの利活用を促進するため、隣県と連携したPRを進めていくほか、県内の市町村に当該ルート周辺の観光スポット情報の充実や地域ルート設定の働きかけを行っていくこととしています。説明は以上です。

○白澤勉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 サイクリングルートの案はすばらしいものだと思いますけれども、これを活用するためには、現道路もきちっと安全確保対策をしていかなければならないと思います。今想定しているルートの中で、これからサイクリングを楽しんでいただくために改修しなければならない危険箇所等はどのように把握されているのか。また改修予定等があれば、あわせてお聞きしたいと思います。

○高瀬道路環境課総括課長 ルート整備におきましては、基本的に現道利用を想定しておりまして、まずは矢羽根やブルーラインでのルートの表示、それからルートを間違えないような案内看板等を進めてまいります。その後に、狭隘箇所あるいは危険箇所の整備も皆様の意見を踏まえながら進めていきたいと思っております。

危険箇所につきましては、落石の危険箇所等は広域振興局から伺っていますし、トンネルの狭い箇所につきましては各道路管理者から伺っているところで、そういったところにはトンネル注意といった表示をさせていただくことにしております。

○軽石義則委員 山道だけがルートではないと思っておりますし、当然町なかも走ると思いますが。通学路周辺の整備は市町村からかなり多くの要望が来ていて、そこにこのサイクリングルートが入ってくるとすれば、その危険度はさらに増していく気がするのですけれども、その辺の部分についてはどうお考えなのでしょう。

○高瀬道路環境課総括課長 ただいま通学路等との兼ね合いのお話がありましたが、基本的にはまだその段階ではないと思っております。通学路は通学路で歩道の整備等は進めておりますが、通学路は日常的に子供たちが通行しますけれども、自転車につきましてはその時間帯に多数走るといった状況がまだ想定されておりませんので、今後また検討させていただきます。

○軽石義則委員 今後検討していくとすれば、そういうものも含めてしっかりパブリックコメントで情報提供いただきたいと広報していくことも私は大事ではないかと思っておりますし、盛岡市などは、危険箇所についてはスマートフォンを活用して写真、動画等で直接道路管理者に連絡体制がとられているといったこともあるようですが、そういうことも含め

て考えていただけるのでしょうか。

○高瀬道路環境課総括課長 軽石義則委員から御指摘のありましたスマートフォンでの危険箇所の把握については、県ではまだ取り組んでおりませんが、先進している市町村の状況を検討させていただきたいと思っております。

○軽石義則委員 限られた人員で、この広い県土をしっかりと保全して、また便利にさせていただくように安全を確保していただいている県土整備部ですので抜かりはないと思いますけれども、県民の皆さんは地域で日常生活していれば、そこで気づくことや急なこともあると思いますので、今気象状況も想定できないこともいろいろありますから、ぜひそれらも含めて対応していただきたいと思います。担当部署は異なると思いますが、今はヘルメットの着用もある程度浸透してきていると思いますが、サイクリングルートを設定するに当たっては、加害したときの対応や交通事故に巻き込まれたときなど自分が被害を受けたとき、身を守る、まさに自転車そのものの安全確保といったものが前提でこの道路を活用していくということについて、道路管理者としても意識づけをしていくことは大事だと思いますが、その部分はどう考えていますか。

○高瀬道路環境課総括課長 軽石義則委員御指摘の中には、自転車走行に対する教育の部分もあろうかと思えます。我々のルート検討委員の中には警察等も入っておりますので、そちらとの意見交換をする中で、自転車走行に対する教育、あとはドライバーの免許更新の際の教育等についても意見交換をしております。今後自転車をさらに活用していく中で、そういったところの周知等についてもこちらからも指導していきたいと思えます。

○軽石義則委員 これからのことですので考えることは盛り込んでいただいていると思えますけれども、県民の皆さんや関係箇所からいろいろな意見が出てくると思えますし、内部からも検討をさらに深めていくと思えますので、その際には、結果的に県民または多くの交流人口にもつながってくることを含めて、プラスになる対策をとった上で進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

この際ですけれども、いよいよ下期に入ることしもあと何カ月となってきたのですけれども、県内の業界、団体の皆さんから、選挙を通じていろいろなお声をお聞きしてまいりましたが、やはり県からの発注事業が今後どうなっていくのだろうかという御心配の声も多くありまして、エネルギー高、物価高、人材不足、それぞれ今後の将来についてどう経営の中で対応していくかは重要な課題だと思っております。今年度、既に予算執行をどんどん進めていると思うのですが、予算の執行状況をまずはお知らせ願いたいと思えます。

○沖野建設技術振興課総括課長 今年度の県土整備部所管の工事の発注状況についてであります。今年度は令和4年度2月補正予算において措置されました国土強靱化予算を含めました15カ月予算ということで執行を進めているところであります。このうち国土強靱化予算の執行をまずは優先し、9月末までにほぼ全ての工事の入札公告を終えたところであります。15カ月予算全体のベースでは、9月末までに8割以上が発注済みとなっ



ておりまして、おおむね例年程度の進捗状況にあるものと認識しております。

○**軽石義則委員** 順調に進んでいるということではありますが、現場の声を聞きますと、やはり物価高を含めて人材不足がかなり深刻な状況に来ているということなのですけれども、この間新聞報道等でもありましたが、2024 年度から建設業の時間外労働の扱いが本当に大変になってくるということで、既に先取りをしている企業の声も出されておりますし、これから対応しなければならないという不安の声もあるのですが、今発注されている工事はこれらにもしっかり対応できる予算で入札となっているのかどうか教えていただけますか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** これまで発注した工事が、例えば週休 2 日や I C T 活用などといった生産性の向上、それから人材確保につながっていくかどうかという御質問と承りました。これまで県では、平成 29 年度から受注者が I C T 活用工事の実施を選択できる受注者希望型の運用というのを始めまして、これまでに I C T 活用工事というものの発注を進めているところであります。

また、週休 2 日についても、これも平成 29 年度から順次その対象の工事を拡大いたしまして、必要な経費の上積みや週休 2 日を前提とした工期の設定といった観点から、現在の工事に導入して、順次拡大しながら進めている段階であります。

○**軽石義則委員** 既に 29 年度からその対象として発注しているということであれば、県が発注している事業の中では来年度から始まる制度でいきなりということではなくて、これまでと同様にやっていただけるものという前提で受けとめていいのですか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 県では平成 29 年度から取り組んでいると申し上げましたが、それはやはり令和 6 年度からの建設業に時間外労働の上限規制がかかることを見据えての対応でして、建設業界全体が徐々に週休 2 日の導入、あるいは時間外労働時間の短縮といったものにつながるような促進策を頭に置きながら、こういった施策を徐々に進めて、浸透の拡大を図ってきたところであります。

今年度は、県内各地域 14 カ所で建設業団体の代表者を集めた地域懇談会を開催いたしまして、特にいわゆる 2024 年問題についてをテーマとして話をさせていただきまして、細かい問題はまだ残ってはおりますけれども、建設業全体としてはおおむね準備は進んでいるように感じとったところであります。

○**軽石義則委員** 現場の声もよく聞いて対応していただいているということだと思いますし、それぞれの企業でも既に 2024 年度以降の対応を考えた上での仕事の進め方をしていただいているのだと思います。ただ現場の声を聞くと、まだまだ現状のいわゆる入札金額、これはできるということで入札しているのだから仕方ないとは言いながらも、それ以上に物価高や人手不足が大きいのしかかっているのは現実だと思っていまして、そういう現場の声をさらにお聞きして、今まではこうしたけれども、今年度はこういう改善をして、その点については考慮した上で発注していますと示せるものはありますか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** まず、最近の物価高への対応であります。積算にお

いて使用する単価については、これまでおおむね1年に1回の改定を基本にしてまいりました。それを改定の頻度を徐々に改めまして、現在では毎月全ての単価を見直しております。

また、人材不足も背景にいたしまして、国で労務単価をかなり引き上げております。平成22年度は普通作業員1万1,800円であったものが、今では2万1,000円を超えるところまで上昇しております。そのように、随時社会環境、経済環境の変化を見ながら、しっかり対応できるような対策を県としてもとっているところであります。

**○軽石義則委員** そういうきちとした対応をしていただくことは大事だと思いますし、いざ災害時となったとき、まさに業界のお力をいただかなければ、復旧、復興に進めないことも多くあると思います。加えて言えば、昔は冬場の凍結対策が大変だったのですが、今物価高以上に熱中症対策で間接経費がかなりかかっているというお話もあるのですが、それらの対応も含めてやられているのですか。

**○沖野建設技術振興課総括課長** 現場における熱中症対策であります。現場の実態を見ますと、やはり適宜休憩時間をとったり、現場に経口飲料を置くといった対応をされると承知しております。県では、積算の中でそういった現地で働く作業員の方の環境整備費として、既に一括して率で計上しているところであります。

また、もう一つ加えますと、気温が高く熱中症のおそれがあり、それを理由に例えば工事を中止するといった場合は、その必要な日数を後で加え全体的な工期で対応するといった取り組みを行っているところであります。

**○軽石義則委員** そういうきめ細かな対応をしていただいていることは非常に大事だと思います。現場でも労災がかなり多くなってきておまして、熱中症対策も含めていろいろ苦勞されているようですから、間接経費や工期もきちんとその中に見てくれているとなれば働く側もまさに安心、安全が確保できると思いますので、引き続き現場の声をしっかりお聞きの上対応いただきたいと思います。ことしもまだ発注を待っているところもあると思いますが、雪の話ですれば、いつ、どのぐらい降るか誰も予測できませんし、除雪の問題はこれから始まるのできょうはしませんが、そういうことも含めて今後の見通しなどあれば教えていただきたいと思います。

**○沖野建設技術振興課総括課長** これから冬場を迎えるところでありますが、県土整備部所管の工事は約8割以上の発注と申し上げました。台風シーズンが終わるということで、これから川の中の工事や農地に近接していて農作業中に工事ができなかった場所などが発注が入ってまいります。四半期ごとに県が公表している今後の入札見込みであります。下半期は県全体では118件の発注がこれから見込まれており、そのうち69件が県土整備部所管となっております。まだまだ気を抜けない状況でありますので、安全対策にもしっかり配慮しながら、しっかりと業務の執行を進めてまいりたいと考えます。

**○軽石義則委員** これまでもしっかりとやっていただいていると思いますし、引き続き進めていただきたいと思います。また、地域ごとに、それぞれの業界の事情もありますし、

岩手県の中でも雪が降れば何もできない地域または雪の降らない地域もありそのバランスも大事だと思いますので、地域ごとのバランスもしっかり見ていただいた上で、引き続き県内全体の業界の発展につないでいただく配慮をしていただくことをお願いして、終わります。

○田中辰也委員 サイクリングルート是件ですが、ルート図の案を見ると、県の設定するサイクルステーションを通っていないところが結構あるのです。やはりそこは拠点となるところで、県がせっかく設定しているサイクルステーションですので、全部網羅とは言いませんが、つなげられるところが結構あると思うのです。そこを枝線でもつないだほうがより利用率が高まると思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○高瀬道路環境課総括課長 県が設定するのは広域サイクリングルートであり、そのほかにこういったサイクリングルートを補完する形での地域ルートを今後市町村等と設定していただくとしております。サイクルステーションは、もちろん県が認定したものではありませんが、ルート数や通れる地形等から考えても限界がありますので、田中辰也委員御指摘のとおり必ずしも全てが網羅できるのではなく、我々としては現在このようなルートで考えております。サイクリングルートとの連携につきましては、今後地域ルートの活用を考えていきたいと考えております。

○田中辰也委員 地形等の問題や絡みもいろいろあるとは思いますが、そういう拠点となるところをできるだけしっかりと生かしていくということがせっかく国の施策として出てきているのですから、そこをつないでいくという発想をしっかりと持ちながら、各市町村の観光振興で考えたいルートというのも当然あるのですから、そこからどのように各市町村が延ばしていくのか、そこから隣の市町村とどうつないでいくのかも含めて、市町村の意見も聞きながら、しっかりとルート設定をしていただければいいかと思えます。

あと通告した部分につきましては、軽石義則委員の質問とほぼ共通しておりましたので、1点だけお聞きします。業者は非常に対応に苦慮している状況にあり、温度差もかなりあって、先行してやっている人もあれば、まだまだ手がつかない人もいます。やはり手がつかない人をしっかりと支援していく体制が非常に大事だと思いますし、それをやる中で非常にIoT、ICTの活用を率先してやっていくことが大事だと思っておりますが、いろいろ先行して取り組んでいる事業者から言わせると、県のIoT、ICTの導入が国などに比べると非常に遅いという声を聞いているのですが、その辺についてはどのように把握されていますか。

○沖野建設技術振興課総括課長 本県でのICTの導入の取り組みではありますが、これも国では平成27年度にi-Constructionといった取り組みを始めまして、その中でICTの活用がうたわれております。本県では、それを受けまして、平成29年度からICTの活用について導入を始めたところでもあります。その後、かなりのスピードでICTの中身も変わってきておまして、国でもそれに対応して次々と施策を打つてるところでもあります。本県としても、国からなるべくおくれなくようにかなり努力してつ

いていっているところでありまして、それほどおこなっているといったところではないかと思っております。

○田中辰也委員 自分たちは一生懸命取り組んでいて、国は活用できているのに、県は活用できていないという声が上がっておりますので、できる限りおこなえ出ないよう、しっかりと業者と連携しながらやっていってほしいと思います。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてであります。去る9月21日開催の正副常任委員長会議での申し合せを受け、お手元に配付しております令和5年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。